

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	桂川町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.keisen.fukuoka.jp/kurashi/bango/renkei.php

執行機関名 桂川町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学資金の支援に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	桂川町立小・中学校就学援助費交付要綱(平成21年桂川町教育委員会要綱第2号)による就学の援助に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		桂川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の5 桂川町立小・中学校就学援助費交付要綱(平成21年桂川町教育委員会要綱第2号)による就学の援助に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	桂川町立小・中学校就学援助費交付要綱(平成21年桂川町教育委員会要綱第2号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることが出来ることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もつて教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、桂川町立小・中学校(以下「町立学校」という。)及び福岡県立中学校・中等教育学校前期課程(以下「県立中学校等」という。)に就学する児童又は生徒(以下「児童・生徒」という。)のうち、経済的理由によつて就学困難な児童・生徒の保護者に対し、必要な援助を与え、もつて義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		桂川町立小・中学校就学援助費交付要綱(平成21年桂川町教育委員会要綱第2号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	桂川町立小・中学校就学援助費交付要綱第3条及び第4条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	就学援助費(ただし医療費は除く。)の交付の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	桂川町立小・中学校就学援助費交付要綱第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の生計を営む世帯全員に係る市町村民税に関する情報

備考	
----	--